介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開

「介護職員等処遇改善加算」の算定要件に基づいて、（１）加算の取得状況と（２）賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を以下のとおり公表いたします。

（１）介護職員等処遇改善加算の取得状況

事業所名	処遇改善加算の区別
介護老人保健施設おおざと信和苑	処遇改善加算Ⅰイ
おおざと信和苑通所リハビリテーション	処遇改善加算Ⅰロ

（２）賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組み

入職促進に向けた取組み
・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

資質の向上やキャリアアップに向けた支援
・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の促進
・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトの整備

腰痛を含む心身の健康管理
・短時間勤務労働者も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室等健康管理対策の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取組
・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は、外部の研修会の活用等）を行っている ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ・５S 活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている

やりがい・働きがいの醸成
・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供